平成２９年（フ）第２８２号
盛岡市仙北３丁目21番12号１号、旧住所盛岡市茶畑１丁目10番21―202号
債務者　上道　直樹
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第５０号
山形県酒田市東泉町２丁目14番地の16
債務者　加藤ゆかり（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第１６２号
群馬県前橋市富士見町田島619番地　ドリームパレスＣ　101号
債務者　須田　恵美
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２４８号
群馬県伊勢崎市境下渕名2085番地10
債務者　小倉　厚子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２５４号
群馬県伊勢崎市田部井町３丁目2150番地10
債務者　大久保雅子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２５６号
群馬県前橋市南町３丁目38番地３　ユーアイビル405号
債務者　大嶋　　敦
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２６１号
群馬県前橋市龍蔵寺町182番地７　ロイヤルハイツＮｏ２　102号
債務者　長島秀一こと　長**島**　秀一
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１０５２号
千葉県市原市国分寺台中央６丁目２番地６　アイリス201号、住民票上の住所千葉県八千代市桑橋732番地
債務者　村越　隆幸
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０６５号
千葉県船橋市海神３丁目３番19号　第５板橋荘201号
債務者　富田恵津子
成年後見人　あおぞら成年後見ネット一般社団法人
代表者代表理事　川原　史郎
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０７０号
千葉県市原市八幡1691番地１　フリーダムベッセルⅡ205号
債務者　伊澤　　章
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０８７号
千葉県船橋市前原東５丁目13番４号　イマヴリューマンション306号
債務者　大谷　秀昭
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０９５号
千葉市稲毛区山王町359番地60
債務者　ヤマシタ　アナベル　プラシドこと　ＹＡＭＡＳＨＩＴＡ　ＡＮＮＡＢＥＬＬＥ　ＰＬＡＣＩＤＯ
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０９９号
千葉県船橋市本中山１丁目８番13号　石井荘５号
債務者　鈴木　幸雄
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１０５号
千葉県船橋市田喜野井４丁目29番８棟104号
債務者　阿部　美香
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１１６号
千葉県市川市新田４丁目17番24号
債務者　池田　大郎
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１１９号
千葉県市原市五井5893番地１　ライオンズマンション五井402号
債務者　小林　誠也
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係